5　第一項の表二の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

6　国及び地方公共団体の調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

一　国の調査事業所　総務大臣及び経済産業大臣
二　都道府県の調査事業所　都道府県知事
三　市町村の調査事業所　市町村長
四　特別地方公共団体の調査事業所　都道府県知事又は市町村長

（事務の委託）

**第十条の二**　［略］

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七条第二項 | 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、 | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | | |

（期間の変更）

**第十一条**　市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項から三の項までに係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表六の項及び七の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　略］

（立入検査等）

**第十一条の二**　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第一号又は第二号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により立入検査又は質問を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

4　第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

［新設］

（事務の委託）

**第十条の二**　［同上］

2　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| 第七条第二項 | 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、 | ［同上］ |
| | ［同上］ | ［同上］ |
| | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | | |

（期間の変更）

**第十一条**　市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項及び二の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　同上］

［新設］